

太田市り災証明書等交付要綱の運用に係る質疑応答

令和5年11月現在

NO.	条項	質疑	回答
1	第1条	・要綱の対象となる災害は何ですか。	・災害対策基本法第2条第1項に定める災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象等）であり、火災以外の災害が対象となります。 ※雷による被害は対象外
2	第2条	・り災証明書の交付対象となる住家の範囲はどこまでですか。	・現実に居住の実態のある建物を住家としています。なお、居住の用として使用されており、トイレや風呂、炊事場等の設備があり、電気料金や水道料金の支払明細書等により、居住していると認められる状態をいいます。
3	第2条	・空き家は住家に含まれますか。	・空き家は居住の実態がないため、非住家（住家以外の物件）として扱います。
4	第2条	・建築中の建物について申請できますか。	・住家としての用途に供している状態ではないので申請できません。
5	第3条	・り災証明書の目的は何ですか。	・災害により被災した住家の被害の程度を証明したもので、被災者生活再建支援法に基づく支援金の給付や、義援金の配分、住宅の応急修理、応急仮設住宅の提供等の行政による被災者支援措置の適用の判断材料として活用されることとなります。
6	第3条	・火災による被害も証明してもらえますか。	・火災による被害についての証明は消防署で行っておりますので、管轄の消防署（中央、東部、西部）にお問い合わせください。
7	第5条	・り災証明書の申請は誰ができますか。	・被災した建物に居住する世帯主及び被災した建物に居住する世帯員（同居人）、借家人等が交付の申請をすることができます。 ・委任を受けた代理人も申請することができます。その場合は、委任状が必要となります。
8	第5条	・被災届出証明書の申請は誰ができますか。	・被災した住家以外の物件等の所有者や使用者等が交付の申請をすることができます。 ・委任を受けた代理人も申請することができます。その場合は、委任状が必要となります。
9	第5条	・同居の家族が代理で申請する場合でも委任状は必要ですか。	・本人以外の申請は委任状が必要となります。
10	第5条	・申請者の押印は必要ですか。	・個人の申請の場合の押印は必要ありません。 ・法人等の申請の場合は代表者印の押印が必要です。併せて、法人等からの委任状も必要となります。
11	第5条	・申請者の本人確認はされるのでしょうか。	・個人が申請する場合は、原則として、公的身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険証など）で本人確認と住所確認を行います。
12	第5条	・申請できる者が死亡した場合、申請はできますか。	・同居の親族等で相続権を有することが確認できる場合は申請することができます。 ・同居の親族以外の相続人は、戸籍謄本等により相続権を有することが確認できる場合に申請することができます。
13	第5条	・被害を受けた建物を貸していますが申請はできますか。	・被害を受けた建物に所有者が居住している場合は、り災証明書を申請することができます。 ・被害を受けた建物に所有者が居住していない場合は、被災届出証明書を申請することができます。また、固定資産税納税通知書や不動産登記簿など、建物を所有していることが分かる書類を確認させていただくこともあります。
14	第6条	・り災証明書の申請は、被災後3か月以内であれば、いつ申請しても大丈夫でしょうか。	・3か月以内であれば申請はできますが、被災した後、申請までに期間が経過してしまうと、災害による被害かどうかの客観的な確認ができず証明できない場合もありますので、早めに申請してください。

太田市り災証明書等交付要綱の運用に係る質疑応答

令和5年11月現在

NO.	条項	質疑	回答
15	第6条	・被災して3か月が経過していますが、り災証明書の交付はできますか。	・日が経過するにつれ、被害の程度を証明することは困難になります。したがって、3か月を経過した場合には住家であっても被災届出証明書の交付となります。ただし、やむを得ない事情など市長が認める場合には交付することがあります。
16	第6条	・被災届出証明書とはなんですか。	・被災届出証明書とは、本市で発生した災害により、被災した住家以外の物件について申請者から被災の届出があったことを証明するものです。
17	第6条	・被災届出証明書の交付対象となる物件はどのようなものですか。	・基本的には住家以外の物件です。例えば、付属家、車庫、倉庫、塀、フェンス、店舗、事務所、工場の機器類、自動車等が対象となります。
18	第6条	・被災状況の写真は添付する必要がありますか。	・被災届出証明書は、職員による現地調査を原則行いませんので、被災状況が分かる写真を必ず添付してください。
19	第6条	・自動車が被災したため、被災届出証明書の申請をしたいのですが、写真のみの添付でもよいのでしょうか。	・自動車の場合は、所有者・使用者を確認するため自動車検査証（車検証）の写しも添付してください。なお、写真は車全体、被災箇所、ナンバープレートが分かるように撮影してください。
20	第6条	・郵送での申請は可能ですか。	・可能です。本人確認のため、公的身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険証など）の写しを申請書に添えて郵送してください。
21	第7条	・住家の被害認定調査はどのようにされるのですか。	・内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき調査を行います。
22	第7条	・建物の被害認定調査が終了するまでに、修繕、清掃等を行っても大丈夫でしょうか。	・建物の損傷等を確認できなければ、被害を認定することはできません。ただし、建物の被害認定調査は時間を要するため、それまでの間に修繕、清掃等を行う必要がある場合は、「被害の程度」を判断することができる被害箇所や浸水による汚れなどの写真の撮影と修繕に係る明細書や領収書等の提出をお願いします。
23	第7条	・アパートは住戸ごとの調査になるのですか。	・集合住宅は原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定します。ただし、住戸間で明らかに「被害の程度」が異なる場合は、住戸ごとに判定し、認定する場合もあります。
24	第7条	・応急危険度判定とは違う調査なのですか。	・応急危険度判定は、余震等による二次災害の防止のため、被災した建物について、応急危険度判定士が一定の基準に基づき、当面の使用の可否を判断し、「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（青）」のステッカーを貼付するもので、り災証明のための調査とは異なります。
25	第7条	・保険会社の調査と何が違うのですか。	・住宅総合保険等に参加している住宅が被災した場合、保険金の算定のため、鑑定人が被害額の査定等を行います。一方、被害認定調査は、主に行政による各種支援策の適用の判断基準とするため、建物の主要な構成要素の経済的被害の割合により「被害の程度」を認定する調査です。
26	第7条	・被害がひどく住めない場合は、全壊として判定されるのでしょうか。	・損壊がひどく、住めない状況であっても、補修により再使用可能なものは半壊とされています。実際には、被害認定調査において算定される損害割合をもとに「被害の程度」は認定されます。

太田市り災証明書等交付要綱の運用に係る質疑応答

令和5年11月現在

NO.	条項	質疑	回答
27	第7条	・自己判定はどのような場合に利用できますか。	・被害が軽微であり、申請者が内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による判定結果が「準半壊に至らない（一部損壊）」であることを自ら判断しており、申請書に添付の写真からも明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」であることが確認できる場合に利用できます。 ・自己判定の場合、被害認定調査が省略されるため交付までの時間が短縮されます。
28	第8条	・り災証明書は何枚までもらえますか。	・原則として、災害ごとに1世帯1枚までとしています。複数枚必要な場合は申請者にてコピーしてください。
29	第8条	・同一世帯で母屋と離れが被災した場合は、それぞれり災証明書をもらえますか。	・母屋と離れがそれぞれ居住実態のある住家であれば、それぞれ調査を行い、申請・交付することができます。この場合、申請は建物ごとに必要となります。
30	第8条	・世帯分離している場合は、同一の被災住家について、それぞれの世帯主にり災証明書を交付することは可能ですか。	・世帯単位でのり災証明書の交付は可能です。同一棟の住家であれば調査は1回となります。
31	第9条	・判定結果に納得がいけない場合は、どうすればいいのですか。	・納得がいけない点を明らかにしたうえで、被害認定再調査申請書を提出することができます。
32	第9条	・被害認定再調査申請書の受付期間はいつまでですか。	・り災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1月以内に申請することができます。被害認定再調査申請書に、交付を受けたり災証明書（原本）及び再調査を求める被害箇所の写真などを添えて申請してください。 ただし、第7条にある自己判定による場合は再調査の申請はできません。
33	第10条	・り災証明書及び被害届出証明書の交付は無料ですか。	・どちらも交付手数料は無料とします。
34	第11条	・要綱以外に別に定めるものはありますか。	・質疑応答集がこれに該当します。
35	その他	・被害を受けた原因が不明ですが、証明してもらうことはできますか。	・被害を受けた当時の気象情報や当該建物周辺の被害状況などで、災害による被害を受けたことが客観的に確認できない場合は証明できません。
36	その他	・家財等の保険金を請求するために、り災証明書は必要ですか。	・保険金の請求については、保険会社にお問い合わせください。